

被害者を悩ます、いろいろな後遺症

精神的ショックが原因となり多くの人にみられる症状例です。
周囲の人は、理解し見守ることが大切です。

被害直後には…

- 受けた衝撃による感情や感覚の麻痺、放心状態
(悲しい、楽しいなどの気持ちがおこらない。泣くことができない)
- どうき、息が苦しい、手足が冷たくなる
- 理由もなく恐怖を感じる
- 被害の事実を認められない

犯罪被害という異常な体験がもたらす
正常な反応からおこるものです。
被害にあわれた方が異常になったわけではありません。



数ヶ月がたち…

- 人や社会への信頼感や安全感を失い、不安に悩まされる
- 自尊心を失い、自分自身を責めることがある
- 誰も分かってくれる人がいないと、孤立感を感じる
(家族や被害前まで関係のよかった友人とも、わかりあえないと感じる)
- 怒りやイライラをおさえることが難しいと感じる

食事がとれない、眠れないなどの身体症状が長く続くよう
であれば医療機関を受診する必要があります。



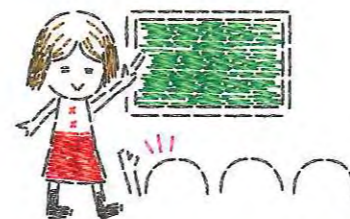
さらに長い時間がたっても…

- PTSD(心的外傷後ストレス症候群)に悩まされる
 - ① 過覚醒
神経過敏、不安、イライラ、疲れているのに眠れない
 - ② フラッシュバック
突然事件の記憶がよみがえる、何度も被害時の夢を見る
 - ③ 回避
被害の事は考えたくない、亡くなった人との思い出の場所にも近づけない

専門医の受診が必要なことがあります。
早めに当窓口へご相談ください。

【中野区犯罪被害者等相談支援窓口では】

中野区では、平成20年4月に犯罪被害者等相談窓口を設置しました。
区内にお住まいの被害者やご家族からの相談を直接お受けするほか、犯罪被害者や
そのご家族の人権についての授業を、区内小中学校で行う支援も行っています。
各種勉強会などにも協力できますので、お気軽にご連絡ください。



中野区役所6階5番窓口 月～金曜日 8:30～17:00(休日除く)
電話 03-3228-8757 FAX 03-3228-8716
E-mail fukusuisin@city.tokyo-nakano.lg.jp



犯罪被害者支援の歴史と主な事件

- | | |
|-------|---|
| 昭和42年 | 殺人被害者遺族会設立 |
| 昭和49年 | 三菱重工ビル爆破事件 |
| 昭和56年 | 「犯罪被害者等給付金支給法」施行
⇒三菱重工ビル爆破事件を契機に犯罪被害者補償制度の確立を
求める声が高まり整備された |
| 平成4年 | 犯罪被害者相談室設置(東京医科歯科大学内)
⇒現在は(社)被害者支援都民センターとして、
支援活動を広げている |
| 平成7年 | 地下鉄サリン事件発生 |
| 平成8年 | 警察庁「被害者対策要綱」策定「被害者対策室」設置
⇒警察内における被害にあわれた方の対応基準が示された |
| 平成9年 | 神戸連続児童殺傷事件発生 |
| 平成10年 | 全国犯罪被害者支援ネットワーク設立
⇒民間支援団体を束ねる組織
現在は、全都道府県に民間支援団体が設置されている |
| | 和歌山毒カレー事件発生 |
| 平成11年 | 池袋通り魔事件、下関通り魔事件、桶川女子大生
ストーカー殺人事件発生 |
| 平成12年 | 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 |
| 平成13年 | 刑法「危険運転致死傷罪」新設
⇒飲酒運転等悪質なドライバーの犠牲になった被害者遺族
などが署名運動を展開し法改正の流れをつくる |
| 平成16年 | 「犯罪被害者等基本法」制定 |
| 平成17年 | 「犯罪被害者等基本計画」策定
⇒258もの具体的な施策が定められている
犯罪被害者週間(11月25日から12月1日)の設定 |

知ってほしい 「犯罪被害者」の

悩み 法律 サポート



窓口 メール 電話 FAX 訪問

中野区役所6階5番窓口 月～金曜日 8:30～17:00(休日除く)

電話 03-3228-8757

FAX 03-3228-8716

E-mail fukusuisin@city.tokyo-nakano.lg.jp

中野区

中野区のサポート

ひとりで悩まず、ご相談ください。

ともに考える支援を心がけています。

例えばこんな悩み…



ストーカー被害の記憶から、恐怖で夜道を歩けない。



交通事故後から、食事や睡眠が不規則。



家族が殺人事件に巻き込まれてしまった。



相談

専門の相談員が伺います。

窓口では、プライバシーの守られた相談室でお話を伺います。電話、FAX、メールでも相談できます。相談員がご自宅等へ訪問も可能です。



各種手続き

付き添いもいたします。

警察署や裁判所など犯罪被害にかかる手続き、病院などへの付き添いもいたします。各種手続きに詳しい専門の相談員が伺いますので、安心です。

(付き添い先) 警察署、検察庁、裁判所、法テラス、医療機関など

紹介・情報提供

専門機関があなたを守ります。

(ご紹介先) 警視庁犯罪被害者ホットライン/東京地方検察庁被害者ホットライン 法テラス被害者支援ダイヤル/犯罪被害によるPTSD等に精通している医療機関被害者団体や痴漢等女性被害に精通した相談機関 など



犯罪など心身に有害な影響をおよぼす行為の被害にあわれた方や、そのご家族とご遺族で中野区にお住まいの方のご相談をお受けしています。警察署へ被害届を提出されているなど、犯罪の被害にあわれたことが明らかである方を対象とさせていただきます。



みんなに知ってほしい

回復の助けとなること



そばに寄り添い、話にじっくり耳を傾ける



お買い物など、現実的に困っていることのお手伝い



怒りや悲しみの感情を否定することなく受け止める



体調不良が長引く場合には、病院や相談機関を勧める

回復を妨げること



興味本位で事件の話聞き出そうとする



被害当時の被害者の行動を非難する



知り合いや、報道関係者へ無責任なうわさ話をする



自分の価値観を押し付け励まそうとする

被害にあわれた方の、気持ちを尊重した対応を心がけましょう。しかし、そのような対応を心がけていても、不安定な状態を繰り返したり、思うように回復しないこともあります。そんなときは、お一人で抱え込まず、必要な助けを求めることも大切です。何より、周囲で支えることになった人自身も、ご自分の心身をいたわることに努めてください。



犯罪被害は誰にでもおこりうる問題です。

中野区

刑法犯認知件数



5042件

1日あたり、13件発生

交通事故発生件数



983件

1日あたり、3件発生

死傷者数



1090人

1日あたり3人

全て、平成20年中野区内の数値
※警視庁ホームページより

知っていますか? 犯罪被害者等基本法

第三条 (基本理念)

「個人の尊厳とその尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」
「被害者等が置かれている状況やその事情に応じた施策」
「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受け取ることができるよう講ずること」

国や地方公共団体は、基本理念にのっとり施策を策定し実施する責務を負い、国民には犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう十分配慮しこれらの施策に協力することが求められています。

同法に基づき様々な制度の整備がすすめられています

■平成20年12月1日から施行

- ・被害者参加制度 (犯罪被害者等が一定の要件下で刑事裁判に参加)
- ・損害賠償命令制度 (刑事手続きの成果を損害賠償請求に反映させる制度)
- ・国選被害者参加弁護士制度 (資力要件等の一定の要件を満たしている被害者等へ被害者参加弁護士の報酬及び費用を国が負担する制度)

■平成20年12月15日から施行

- ・少年審判傍聴制度 (一定の重大事件の被害者等から申し出があり、加害少年が12才以上でかつ健全な育成を妨げるおそれがないと家庭裁判所が認めた場合に利用できる)